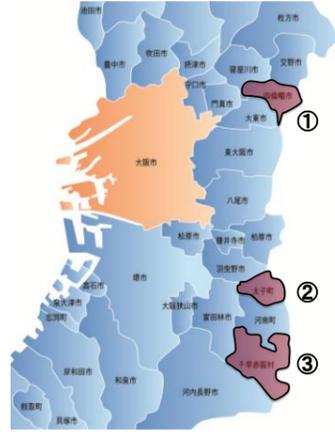


大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議 統合素案（中間報告）の概要

1. 水道事業の概要と課題



(1) 給水人口（平成 24 年度）

①	四條畷市	約 57,200 人
②	太子町	約 14,100 人
③	千早赤阪村	約 5,700 人

(2) 現状と今後の課題

- 自己水源の水量の低下や水質の悪化の恐れ
- 耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加
- 給水人口の減少・更新費用の増加に伴う給水原価の上昇
- 技術職員の確保が難しい状況であり技術継承が困難
- 厳しい経営環境の中、お客さまサービスの維持が困難

2. 水需要

- 給水人口の減少等の要因により、3団体とも将来の水需要は大きく減少する。

【40年後（H64）の人口減少率】

四條畷市：△約25%、太子町：△約30%、千早赤阪村：△約60%

3. 施設整備

- 統合した場合は、事業費を低減できる。

40年間の事業費の比較（平成25～64年度）（単位：百万円）

	① 単独経営	② 統合	事業費の低減額（②-①）
四條畷市	10,967	9,549	△ 1,418
太子町	3,953	3,675	△ 278
千早赤阪村	4,843	4,314	△ 529

- ① 単独経営時の事業費：アセットマネジメントによる更新費用にダウンサイジングを考慮
② 統合時の事業費：上記に加え、施設の最適配置を考慮

4. 経営シミュレーション（詳細は、裏面 ※1 参照）

- 統合した場合は、将来の水道料金（供給単価）の値上げを抑制できる。

水道料金（供給単価）の比較（単位：円/㎡）

	現在 (H25)	単独経営		統合	
		10年後	40年後	10年後	40年後
四條畷市	173	199 (+15%)	219 (+27%)	173 (±0%)	207 (+20%)
太子町	172	177 (+3%)	246 (+43%)	172 (±0%)	230 (+34%)
千早赤阪村	191	299 (+57%)	614 (+221%)	243 (+27%)	471 (+147%)

- ・ 3団体の会計は分離し、個別の水道料金を設定
- ・ 統合する場合は、統合に伴う国庫補助金を活用

5. 統合後の事業運営体制

- 統合後も当面は3団体の現行体制を基本とする（企業団は、下水道事業は引き継がない）。
- 企業団の技術力・組織力の活用や業務の一元化等を図る。

6. 統合のメリット（詳細は、裏面 ※2 参照）

定量的メリット	○ 将来負担額の低減（事業費の低減 + 国庫補助金の活用）による将来の水道料金（供給単価）の値上げの抑制
定性的メリット	○ 業務の効率化 ○ 非常時対応の充実 ○ 技術継承問題の解消 ○ サービス水準の維持・向上
その他	○ 水道施設の安定性の向上

7. 統合を促進するための制度の創設（詳細は、裏面 ※3 参照）

- 企業団と市町村との統合促進及び府域一水道の実現に向け、新たに以下の制度を設ける。

別紙参照

国庫補助金（統合関連事業）の活用	○ 統合に伴う国庫補助金（統合関連事業）は、統合する市町村の水道事業に優先的に活用
統合する市町村に対する企業団の独自支援策	○ 企業団（用水供給事業）が活用する国庫補助金相当額に見合う範囲で統合する市町村の水道事業を支援
企業団（用水供給事業）用地の活用	○ 統合する市町村の水道施設の設置にあたっては、企業団（用水供給事業）の用地を無償で使用可能

8. 企業団議会

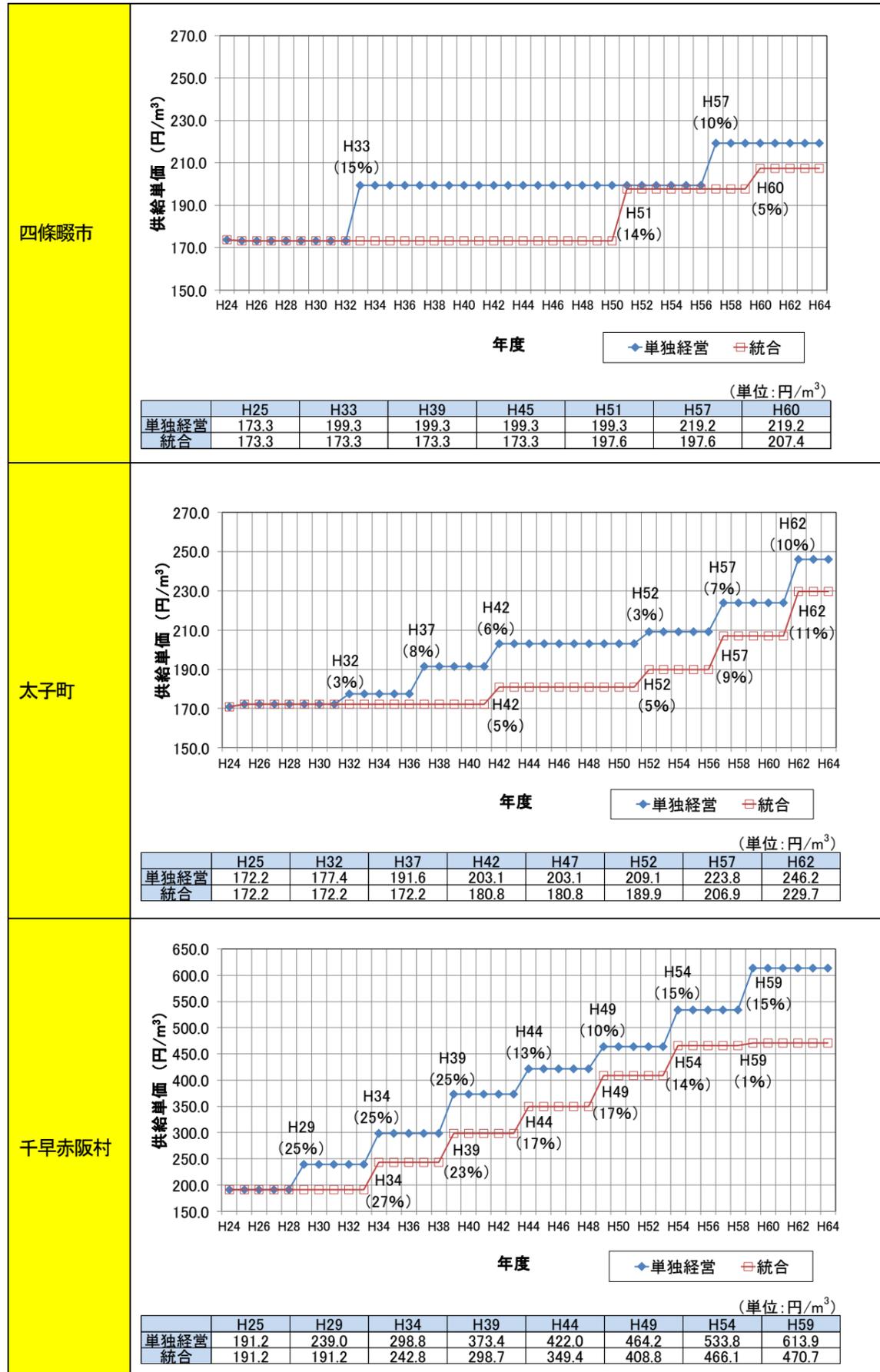
- 統合する3団体に議席を配分することとし、議員定数（現状30名）を33名とする。

9. 今後のスケジュール（予定）

平成27年度	5・6月	○ 3団体の議会において、統合素案（最終報告案）及び統合に関する協定書案を審議
	7月	○ 首長会議において、統合素案（最終報告案）を審議 ○ 企業団議会において、統合案の報告 ○ 統合に関する協定書の締結【3団体と企業団】
	9月	○ 3団体の議会において、統合に関する議案（規約改正案等）を審議
	12月	○ 他の構成団体の議会において、統合に関する議案（規約改正案）を審議
平成28年度	3月	○ 大阪府議会において、大阪府広域的水道整備計画の変更について審議
	2月	○ 企業団議会において、給水条例案及び予算案を審議
平成29年度	4月～	○ 事業開始

別紙参照

※1 経営シミュレーション結果



(グラフ内の数値は、シミュレーション上での料金改定年度と改定率)

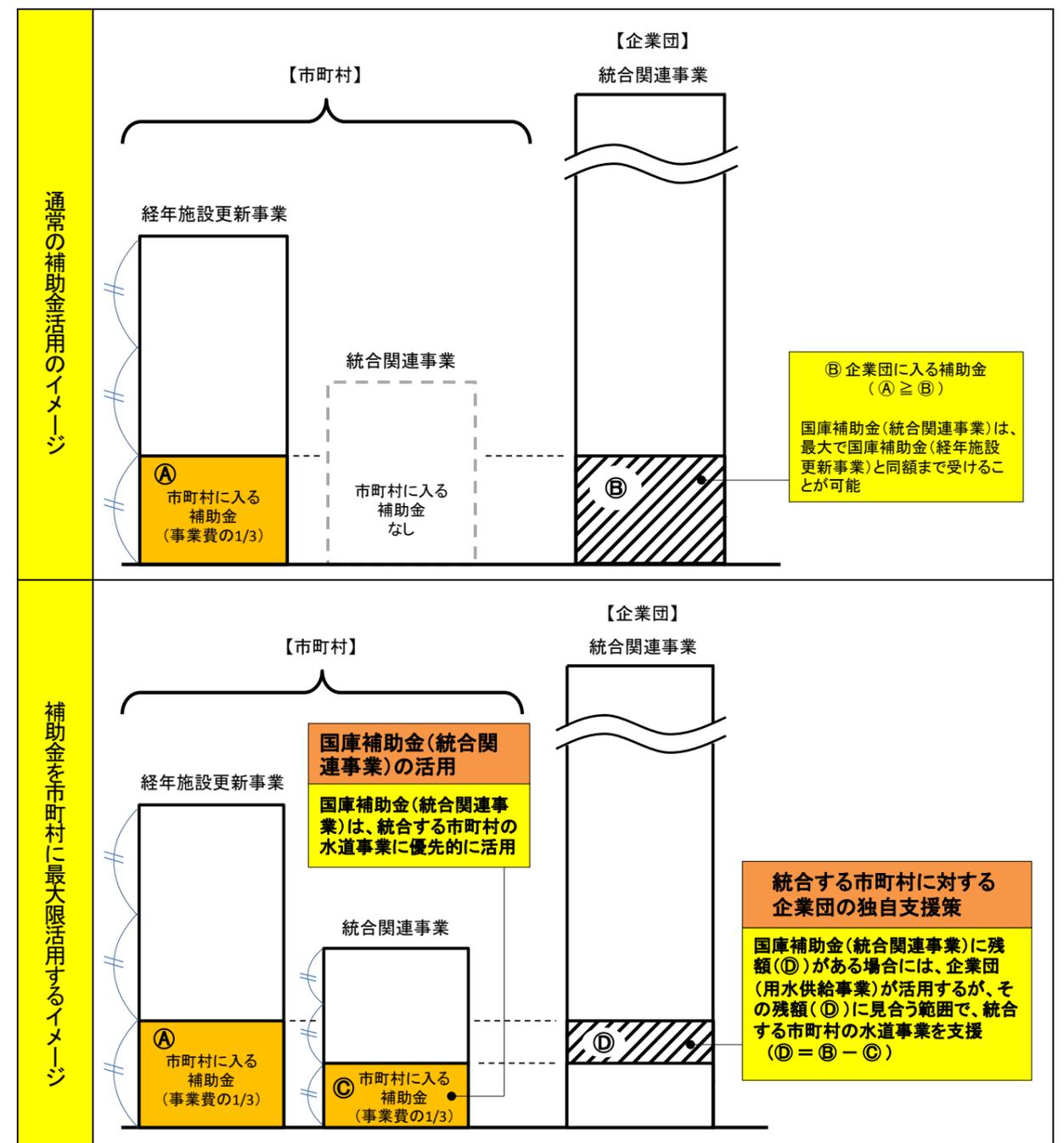
※2 将来負担額の低減 (40年間)

(単位：百万円)

	① 事業費の低減額	② 国庫補助金の活用額	将来負担の低減額 (①+②)
四條驛市	1,418	857	2,275
太子町	278	329	607
千早赤阪村	529	440	969

※3 統合を促進するための制度

【国庫補助金(統合関連事業)の活用、統合する市町村に対する企業団の独自支援策】



「7. 統合を促進するための制度の創設」の変更について

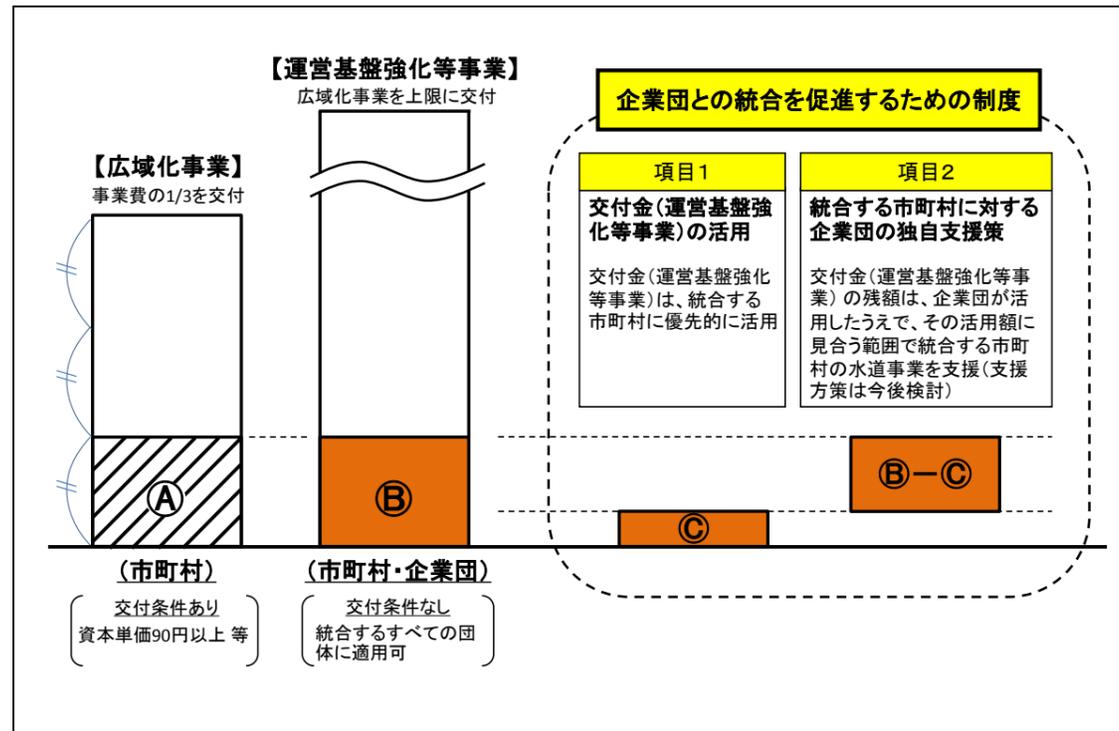
- 平成27年度から水道事業の統合に対する国の財政支援が、国庫補助金から交付金に変更された。
(裏面参照)
- 基本的には、支給される形態が国庫補助金から交付金に変更されたものであり、交付される金額は、国庫補助金と同額が見込めることから、これまでに検討してきた経営シミュレーションや統合メリットに対する影響はない。
- 変更後の制度の概要は以下のとおり。

1	交付金(運営基盤強化等事業)の活用	○ 交付金(運営基盤強化等事業)は統合する市町村に優先的に活用
2	統合する市町村に対する企業団の独自支援策	○ 交付金(運営基盤強化等事業)の残額は企業団が活用したうえで、その活用額に見合う範囲で統合する市町村の水道事業を支援(支援方針は今後検討)
3	企業団(用水供給事業)用地の活用	○ 統合する市町村の水道施設の設置にあたっては、企業団(用水供給事業)の用地を無償で使用可能

「9. 今後のスケジュール(予定)」の変更について

平成27年度	7月	○ 首長会議において、統合素案等を審議。統合案をまとめる。
	8月	○ <u>企業団議会全員協議会(臨時)において、統合案の報告</u>
	9月	○ 3団体の議会において、統合に関する議案(規約改正案)を審議
	12月	○ 他の構成団体の議会において、統合に関する議案(規約改正案)を審議
	1月	○ 統合に係る協定書の締結【3団体と企業団】
	3月	○ 大阪府議会において、大阪府広域的水道整備計画の改定について審議
平成28年度	2月	○ <u>企業団議会において、給水条例案及び予算案を審議</u>
平成29年度	4月～	○ 事業開始

統合を促進するための制度における項目1及び項目2のイメージ



国の交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）の概要について

2-I. 水道事業運営基盤強化推進事業について

図 1

条件

1. 都道府県水道ビジョン(水道整備基本構想)に基づく圏域における広域化であること。
2. 市町村域を越えて3事業者以上の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上であること。
但し、現在給水人口1万人未満の事業者を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であること。
3. 資本単価が90円/㎡以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。但し、緩和条件を設ける。
4. 平成36年度までに着工した事業を対象とし、交付期限は平成41年度とする。
5. 補助率は1/3 とする。

現行制度との比較

現行補助金

- ・現在給水人口が原則50万人以上であること
- ・広域的な水道整備計画(水道法第5の2)に基づく事業
- ・給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること
- ・資本単価が140円/㎡以上であること
- ・事業統合であること

新交付金

- ・給水人口の緩和(50万人以上→5万人以上)
 - ・法的根拠に基づく計画を要件上は撤廃
 - ・事業統合の他、経営の一体化(※1)を対象
 - ・資本単価要件の緩和(140円/㎡以上→90円/㎡以上)
- また、次の①～③いずれにも該当する場合は**資本単価要件を撤廃**
- ①現在給水人口1万人以下
 - ②地震対策地域(※2)に指定されている地域
 - ③管路総延長/現在給水人口が平均以上
又は水道料金が平均以上

※1 経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態をいう。
 ※2 「地震対策地域」とは本交付金上、下記地域を指す
 ・大規模地震対策特別措置法第3条1項の規程に基づく地震防災対策強化地域
 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条1項の規程に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域
 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条1項の規程に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 ・首都直下地震対策特別措置法第3条1項の規程に基づく首都直下地震緊急対策区域

2-I. 水道事業運営基盤強化推進事業について

図 3

交付期間の考え方

※生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)における広域化とは事業統合又は経営の一体化とする

- ・平成36年度までに着工した事業を対象とし、交付期限は平成41年度とする。
- ・生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)における水道事業運営基盤強化推進事業は資本単価要件等を満たしている事業者に対する「広域化事業(仮称)」と広域化した圏域全体に対する「運営基盤強化等事業(仮称)」から構成される。
- ・「広域化事業(仮称)」は事業開始時より対象事業者へ交付し、「運営基盤強化等事業(仮称)」は広域化後より交付する。
- ・「広域化事業(仮称)」の事業開始後5年以内には広域化を実現することとし、全体計画は原則10年間とする。

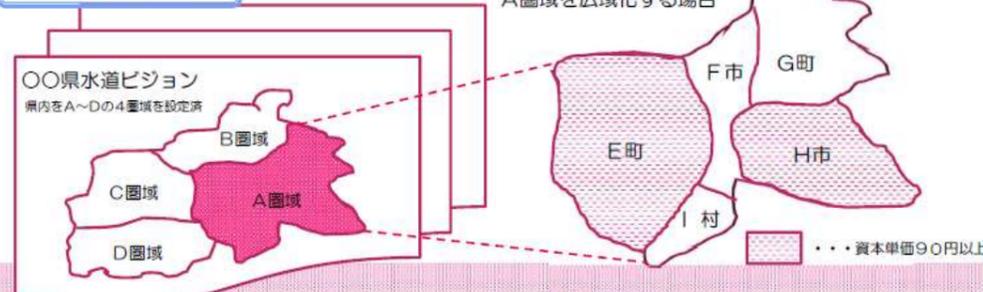
交付期間のイメージ



2-I. 水道事業運営基盤強化推進事業について

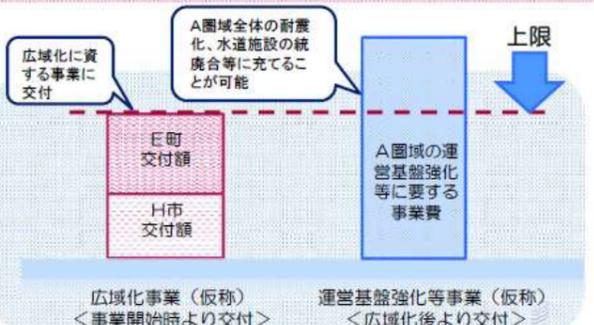
図 2

交付額の考え方



圏域内の広域化事業(仮称)の交付額を、圏域内における運営基盤強化等事業費(仮称)の交付上限額とする

- ・現行の水道施設整備費の補助対象となっていない水道事業体にインセンティブを与えることにより、広域化に向けた取組を加速
- ・圏域全体の耐震化率等を上げることで強靱で持続可能な水道を構築



1. 制度概要 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)の特徴について

図 4

ポイント

- ◇ 都道府県の裁量により、都道府県内の市町村間での流用が可能となり、各事業の進捗状況等により、柔軟かつ効率的な事業実施が可能
- ◇ 地方公共団体に自由度を高め、より都道府県のリーダーシップの発揮が可能
- ◇ 今まで各事業者毎に進めてきた耐震化及び広域化等について、一体的に進めていくことで、計画的かつ効率的な建設投資が可能

交付のスキーム

